

LPガスの取引適正化・料金透明化に向けた取組宣言

「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」の改正省令が2024年4月2日に公布されたことに伴い、当社はこの法令を遵守し、適正な商取引に努めることを宣言いたします。

1. 過大な営業行為の宣言

当社は、正常な商慣習を超えた利益供与及びLPガス事業者の切替えを制限するような契約締結等を行いません。

2. 三部料金制の徹底

当社は、LPガス料金の三部料金制（基本料金・従量料金・設備料金）を実施し、料金表示の透明化を図って参ります。

3. 賃貸住宅へのLPガス料金等の情報提供

当社は、不動産管理会社、不動産仲介業者等と連携し、事前にガス料金を提示するように努めます。

当社は、これらの取り組みについて誠実に実行して参りますと共に、LPガスのサービスとその品質の向上に努め、お客様に喜ばれる企業を目指して参ります。

令和7年8月1日

株式会社 HL ワタナベ 代表取締役 渡部 雅生